

みやざきユニバーサルツーリズム推進事業実施要領

令和 2 年 4 月 1 日
宮崎県商工観光労働部
観光経済交流局観光推進課

1 事業の目的

高齢者や障がい者、ベビーカーの家族連れなど、すべての人が制約を感じずに気兼ねなく楽しむことができる旅行（ユニバーサルツーリズム）の受入体制を整備することを目的とし、宿泊施設や公衆トイレ等のユニバーサルデザイン化の整備等に対し支援を行うため、みやざきユニバーサルツーリズム推進事業を実施することとし、その実施については、この要領の定めるところによる。

2 事業の内容

(1)、(2) 又は (3) の事業を行う者に対し、補助金を交付する。

(1) 宿泊施設のユニバーサルデザイン化

ア 補助の対象

県内の宿泊施設及び当該施設の敷地内で行う、以下のユニバーサルデザイン化のための整備事業とする。

- (ア) 客室（出入口、浴室等）
- (イ) 施設内通路
- (ウ) 駐車場
- (エ) 駐車場、建物出入口及び受付の間の通路
- (オ) レセプション
- (カ) 施設内レストラン、ショップ
- (キ) トイレ
- (ク) その他設備（緊急時の設備、視覚・聴覚障がい者や車いす使用者に配慮した設備等）

ただし、他の国庫補助制度により当該事業の経費の一部を補助している事業、その他施設整備として適当と認められない事業は対象外とする。

なお、事業実施にあたっては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が策定した「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」中「2.3 ホテル及びその他の宿泊施設（「推奨基準」及び「標準基準」が定められている区分は「標準基準」を適用する。）（以下「ガイドライン」という。）を踏まえること。

(2) 観光地における公衆トイレのユニバーサルデザイン化の整備

ア 補助の対象

県内観光地において観光客に対し広く無料で開放されている既存の公衆トイレで行う、以下のユニバーサルデザイン化のための整備事業とする。

ただし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する営利目的の施設や、公共空間であっても入場料が必要な場所にあるトイレは対象外とする。

- (ア) 多目的（多機能）トイレの整備
- (イ) 車いす使用者用トイレの整備（車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間・出入口を確保し、腰掛便座、手すり等を適切に配置する整備）
- (ウ) 多様な身体状況や家族構成に対応するためのユニバーサルデザインに配慮した設備の導入（オストメイト用設備、ベビーチェア、手すり等）

ただし、公衆トイレの周囲の整備事業（浄化槽、アプローチのバリアフリー化等）、他の国庫補助制度により当該事業の経費の一部を補助している事業、その他ユニバーサルデザイン化に向けた改修事業として適当と認められない事業は対象外とする。

（３）観光地におけるユニバーサルツーリズムの推進に関する機器の導入

ア 補助の対象

県内観光地において、障がい者や高齢者、ベビーカー連れの家族等の移動等が困難な方をサポートするための以下の機器の導入とする。

- (ア) サポート用の機器の導入
 - （例）車いす、可動式スロープ、手すり、音声読み上げ機器 など
- (イ) 障がい者等も参加できるアクティビティ用の機器の導入
 - （例）ビーチ用車いす、車いすで砂浜を走行できるビーチマット など

ただし、他の国庫補助制度により当該事業の経費の一部を補助している事業、その他ユニバーサルツーリズムの推進に関する機器の導入として適当と認められない事業は対象外とする。

3 事業の実施方法

- (1) 本補助金の交付を受けようとする者は、県が別に定める期限までに別紙「みやざきユニバーサル推進事業費補助金事前協議書」（以下「事前協議書」という。）を県に提出するものとする。
- (2) 県は、事前協議書の提出があったものについて、審査を行った後、適当と認められたものについて文書により内示する。
- (3) 交付申請等の事務手続については、別に定める「みやざきユニバーサルツーリズム推進事業費補助金交付要綱」により行うものとする。

4 実地調査等

知事は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係るみやざきユニバーサルツーリズム推進事業から適用する。